

図書・ビデオ・ゲームソフト取扱業者の皆さまへ

京都府では、青少年（18歳未満）に有害な図書類（ビデオ、DVD、ゲームソフトを含む）を他の一般図書類と区分できるように、指定制度を設けております。

今後とも、より一層の条例遵守と自主的な努力をお願いします。



青少年の健全な育成に関する条例

○ 有害図書類の販売等の禁止（第13条の2）

有害図書類の青少年（18歳未満）への販売、貸付け等は禁止されています。有害図書類に類似する図書類についても、同様に努めなければなりません。

有害図書類とは、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類として指定されたものです。

◆内容

- ・著しく青少年の性的感情を刺激するおそれのあるもの
- ・著しく青少年に粗暴性・残虐性を生じさせ又は助長するおそれのあるもの
- ・著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長するおそれのあるもの

◆指定方法

個別指定	知事が個別に指定したもの
包括指定	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのある内容を基準以上含む図書類 (図書：総ページの3分の1以上、ビデオ・DVD：3分を超えるもの)
団体指定	知事の指定する団体が審査し、青少年の視聴を不適当としたもの (次のマークがついているビデオ、DVD、ゲームソフト)



一般社団法人映像倫理機構（映像倫）



コンテンツ・ソフト
協同組合（CSA）



一般社団法人日本映像倫理審査機構（日映審）



日本ビデオ倫理協会（ビデ倫）



一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構（ソフト倫）



特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）



一般社団法人日本コンテンツ審査センター

○ 有害図書類の陳列方法（第13条の2、条例施行規則第1条の2） ⇒ 裏面参照

自主的努力基準

- 青少年に対しては、有害図書類を販売し、貸付け、閲覧させ、又は視聴等させることが禁止されている旨を店頭に表示する。
- 有害図書類やそれに近い図書類は、店外から青少年が容易に目にするところには配置しない。
- 学校の周辺、通学路、住宅地区等日常的に青少年が活動する場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所にある店舗では、青少年による立ち読みを防止するため、有害図書類は、包装又はひも掛けを行う。
- 従業員に対し、青少年に有害図書類を販売しない等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。

古物商の方へ

- 青少年から古物を買ひ受けしないよう努めなければなりません。（第16条）

有害図書類の陳列方法

有害図書類（図書、ビデオ、DVD等）を陳列する場合は、次の(1)～(3)のすべてを満たしていなければなりません。

(1) 店内の容易に監視できる場所に陳列する。

(2) 下図のア～カのいずれかの方法で、他の図書類等と区別してまとめて陳列する。



<p>ア 間仕切り等で仕切り、内部を見通せない措置をとる。</p>	<p>イ 6.0センチメートル以上離す、又は背面に陳列する。</p>	<p>ウ 1.0センチメートル以上張りの仕切り板(透視できないもの)を設ける。</p>
<p>エ 150センチメートル以上の高さに背立てで陳列する。</p>	<p>オ レジスター等から5メートル以内の場所に陳列する。</p>	<p>カ ビニール包装、ひも掛け等を行う。</p>

(3) 陳列場所の見やすい位置に、青少年への販売・貸付け等が禁止されている旨の表示をする。

< 掲示の例 >

成人コーナー	18歳未満の方の閲覧・購入は禁止されています。
--------	-------------------------

京 都 府

★このチラシについてのお問い合わせは健康福祉部家庭・青少年支援課まで

電話：075(414)4306

E-mail：kateishien@pref.kyoto.lg.jp

◇ 7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です ◇